

【自由研究発表第3セッション 12月7日 13:00-13:35 B会場 603教室】

稲と交易をめぐるベトナム（越南）との関係に関する琉球史料と祭祀伝承  
中国史料、マレー伝承との照合

新江 利彦

（東洋大学アジア文化研究所・客員研究員）

琉球国（沖縄県）八重山地方の祭祀古謡に、アンナン（またはアレシン）から稲をもたらした兄妹神タルファイとマルファイへの雨乞い歌が三首あり（喜舎場永珣 1970）、琉歌集「おもろさうし」巻十三（c.1531）の船ゑとに、「かうち」へ航海する船頭への賞賛（750 番）や航海安全の祈願（807 番）、無事の帰帆を祝賀する歌（883 番）が三首ある（外間守善・西郷信綱 1972）。これら詩歌に見えるアンナンは An Nam（安南）、かうち（コーチ）は Kê Chơ（交趾）で、共にベトナム（越南）北部を指すのだろうか。

『歴代宝案』尚真王第四年（1480）の記録にマラッカ国のラクサマナ書簡があり、黎聖宗治下の交趾海域における琉球船遭難と、チャンパー（占城）領内での琉球人生存者の保護及び琉球への送還が報告されている。また、尚真王第三十三年（1509）の記録に安南宛て礼儀奉謝の派船書簡（執照）があつて、「おもろさうし」883 番の歌から無事帰帆したと考えられる。1509 年の琉球から安南（大越黎朝）への謝恩の対象となった事件として、1475～1478 年頃の大越黎朝とチャンパー・パンダラン王朝（藩籠または波籠）の戦闘に遭難琉球船員が巻き込まれた越琉交戦（征琉球）、及びその戦死者を琉球が輿に載せて連れ帰ることを承認した「琉球輿尸」（承認時期は不明、『大越史記全書』巻十五、統元六年（1526）の論に見える）などが考えられるが、信憑性のある史料はない。同様に信憑性を欠くが、遭難琉球船員がチャンパー・パンダラン王朝に加勢した背景情報として、マレー編年史『スジャラ・ムラユ』（*Sejarah Melayu*, c.1612）第二十二編年史に見える、ラキウ（琉球）人女性とチャンパー（占城）王の結婚と、その娘に求婚して拒否されたコーチ（かうち/交趾）王によるチャンパー征服の物語がある。

八重山における水稻耕作に関して『朝鮮成宗実録』成宗十年（1479）の閏伊是磨（与那国島）記事があり、稲は十二月に播種し正月に田植えし五月に収穫する夏熟稲であると述べられていて、記録上の越琉交流以前、すでに八重山の西端まで水稻は伝えられていた。その稲はインディカ品種の占城稲だった可能性がある。八重山の米は大正年間までインディカ米を使う泡盛の原料だった（沖縄毎日新聞 1914 年 5 月 9 日付記事）。昭和三十年代に残存していた琉球在来稲のうち、八重山の波照間坊主など七品種が靱のフェノール水溶液着色検査において着色（+）反応となり、インディカ品種と確定された（永松土巳・新城長有 1960「沖縄在来稲の分類に関する研究」）。また、閏伊是磨記事にもあるように、八重山在来稲には夏熟稲があつたが、ベトナム北部においても黎貴惇 1773『芸台類語』や潘継炳 1915『越南風俗』は「占城稲は夏熟稲（冬作米）である」と定義する。八重山在来稲保存サンプルとベトナム在来インディカ稲の遺伝子比較が待たれる。

【自由研究発表第3セッション 12月7日 13:40-14:15 B会場 603教室】

## 超高層の環太平洋史

### 日本の対インドネシア戦後賠償建築

山下 嗣太

(コーネル大学・博士課程)

本研究は建築技術や建材の環太平洋的な移動による超高層建築の形成を通し、冷戦期における日本・インドネシア・アメリカのポスト帝国主義的關係性を論じる。インドネシアへの軍事支配に対する戦後賠償は、日本の産業化というアメリカの冷戦戦略のため、その多くが日本企業によるプロジェクト輸出の形をとった。政府に保証された潤沢な資金を元に、日本企業は最新の技術を、時には日本国内よりも先に実現することができた。スカルノ大統領の要望により、1964年に工事が始まった超高層建築、ウィスマ・ヌサンタラはその一例である。マレーシアの成立に対抗する闘争（konfrontasi）の最中にあったスカルノ独裁政権は、福祉改善を蔑ろにし、ナショナリズムのモニュメントとしてのモダニズム建築を要望した。そこで鹿島建設は、ちょうどこの当時国産が始まっていたH形鋼を構造材とした、初めての超高層建築を手がけた。その成功により、H形鋼は日本初の超高層である霞が関ビルにも適用されることとなった。

これら二つの超高層建築はともに、自国の発展のシンボルとして表象された。鋼材生産や耐震構造はアメリカの技術の導入に基づいていたにもかかわらず、霞が関ビルは「純国産の技術」として、五重塔以来の日本の高層建築技術の延長、そして高度経済成長のシンボルとして語られた。一方でスカルノは、ウィスマ・ヌサンタラをボロブドゥール以来の高層建築文化の復活であるとした。しかし1965年の9・30事件のあと工事は停止し、鉄骨だけが建設された状態のまま放置されることとなる。霞が関ビルが完成した1968年前後には、日本はニューヨークの超高層ビルのために、高強度の構造用鋼を輸出した。しかし、日米貿易摩擦を背景に、アメリカのクライアントはこの事実を隠蔽しようとした。日本の技術への依存という事実は、超高層建築の世界的な中心地というニューヨークのステータスを脅かすものであると考えられたのである。このように、いずれのケースにおいても、技術や建材の国際依存がその語りから抹消された。

国家発展の象徴として建設された超高層建築は、まさしくその象徴性のために、社会運動の標的となった。霞が関ビルは資本主義の象徴とされ、アメリカの東南アジア侵攻への日本の共犯性が問題とされた70年安保に際して、その広場にデモ隊がなだれ込んだ。ニューヨークでは、ビルの建設作業員がベトナム反戦運動を襲撃する事件が発生した。ウィスマ・ヌサンタラは、スハルト政権が西側諸国へと接近して外資導入が再開したことで、三井物産によって1972年に完成し、主に日本企業が入居した。日伊の貿易摩擦の顕在化により、ウィスマ・ヌサンタラもまた学生運動の標的となった。超高層建築の建設を可能にした冷戦期の国際的な政治経済的連関は隠蔽されたはずであったが、ビルが都市空間に具現化すると、社会運動によって可視化されたのである。本研究は建築空間の生産を事例として、環太平洋地域の連関を焦点とした歴史記述を提唱する。

【自由研究発表第3セッション 12月7日 14:20-14:66 B会場 603教室】

マラッカ海峡を挟み〈ブミプトラ〉が辿った異なる歩み  
名づけと名乗りの政治学

加藤 剛

(東洋大学アジア文化研究所・客員研究員)

2022年研究大会で「ブミプトラの履歴書」と題する報告を行った。そこでは〈ブミプトラ〉は、1854年成立の蘭領東インドの統治法において名づけられた、「ヨーロッパ人」「外来東洋人」と区別される住民区分の「inlanders」に対応する言葉として、19世紀後半中頃に造語されたマレー語だとした。この語は早くは1910年代末にマラッカ海峡を越えて英領マラヤに伝わり、同じ言葉ながら海峡を挟んで異なる運命を辿ることになる。本報告では、植民地期から現在までのふたつの国における〈ブミプトラ〉の歩みを考察する。

東インドの場合、20世紀になりオランダに留学した inlanders は、オランダでも自分たちは inlanders だ、つまりこの語は「地元民」の意味ではなく、未開性を含む属人的特徴を持つ「原住民」だと発見する。Inlanders=ブミプトラは蔑称だと捉えたナショナリストは自称を模索し、1928年の「青年の誓い」で「インドネシア民族」を名乗った。独立後のインドネシアではブミプトラの使用は忌避され、今ではこの語は死語に近い。代わりに、特にスハルト期の1970年代半ば以降に用いられたのが、「純粋インドネシア人」の意味での「プリブミ」である。オランダに代わり主権者となった元ブミプトラはプリブミを名乗ると同時に、主として華人をノン・プリと名づけることにより自らを意味づけた。

これとは対照的に、英領マラヤに伝えられたブミプトラは inlanders への係留から自由で、R. J. Wilkinson は辞書(1932)の中でこの語を「natives of a country; sons of the soil」と訳した。1930年代にマレー語定期刊行物の出版が活況を呈すると、ブミプトラは拡大したマレー語言論空間でも取り上げられた。ナショナリストによるその解釈は、移民の華人やインド人などと異なり、マラヤの先住の民、それも特別な権利を持つ民すなわちマレー人と同義だとし、英はマレー人の権利を守るべきだとした。ただしこの語は、戦前も独立後しばらくも一般的な政治的語彙となることはなかった。マラヤ連邦独立(1957)後最初の選挙(1959)後に開かれた下院議会の議事録をみても、ブミプトラという言葉は見当たらない。目につくのは、1930年代と同様に「マレー民族」と(移民の)「外国民族」との対比である。

1960年代に入ると、マレーシアの成立(1963)、マレー人の経済的地位向上を目指す「ブミプトラ経済会議」の開催(1965, 68)、1969年の人種衝突を経て1971年に新経済政策が始まり、ブミプトラは重要な政治概念となる。ノン・ブミという名づけがないわけではない。だが新経済政策が「ブミプトラ政策」の通称でも知られるように、大学入学枠、公務員採用枠、株式資本保有率などにおいてブミプトラの比率を高める政策が導入されたこともあり、ブミプトラはこの語だけで強い政治的存在感を投射する名乗りとなった。

プリブミもブミプトラも共に、国民の間に「元々の民/本来の民」対「植民地期の移民の子孫」を区別し差別する言葉である。国民統合の観点から、これらの言葉の存在はどのような意味を持つのか、その現在と将来を含めて報告の最後で考えたい。